

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので公告する。

令和2年7月3日

香 川 県 収 用 委 員 会

1 起業者の名称

国土交通大臣

2 事業の種類

一般国道11号改築工事（豊中観音寺拡幅・香川県三豊市豊中町本山甲字六の坪地内から同市豊中町本山甲字屋敷内地内まで）及びこれに伴う附帯工事

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

所在 香川県三豊市豊中町本山甲字国繁地内

地番	地目		地積 (㎡)		区分	収用又は 使用しようとする 土地の面積(㎡)	備考
	公簿	現況	公簿	実測			
1013番	宅地	宅地	279.10	不明	C	16.54	(収用しようとする土地の区域) 添付実測平面図の8、258、 313、K4、R32、K3及び8の各 点を順次結ぶ直線で囲まれた部分
					I	5.91	(使用しようとする土地の区域) 添付実測平面図のK3、R32、K4、 K24、S-8、K23及びK3の各点 を順次結ぶ直線で囲まれた部分
					D	0.17	(収用しようとする土地の区域) 添付実測平面図の313、P1、 K17、R33、K4及び313の各点 を順次結ぶ直線で囲まれた部分
					J	0.13	(使用しようとする土地の区域) 添付実測平面図のK4、R33、K17、 K25、S-9、K24及びK4の各点 を順次結ぶ直線で囲まれた部分

（「添付実測平面図」は、省略し、香川県収用委員会事務局において縦覧に供する。）

4 土地所有者の氏名及び住所

(1) 区分C及びI

登記名義人（亡）請川照夫法定相続人

法定相続分2分の1

請川 キヌ子 香川県三豊市豊中町本山甲1013番地

法定相続分4分の1

三谷 美佐子 香川県三豊市仁尾町仁尾己1398番地2

法定相続分4分の1

赤松 祐子 香川県高松市由良町1179番地16

(2) 区分D及びJ

土地所有者不明

ただし、登記名義人(亡) 請川照夫法定相続人

法定相続分2分の1

請川 キヌ子 香川県三豊市豊中町本山甲1013番地

法定相続分4分の1

三谷 美佐子 香川県三豊市仁尾町仁尾己1398番地2

法定相続分4分の1

赤松 祐子 香川県高松市由良町1179番地16

又は、後藤 嘉哲 香川県三豊市豊中町本山甲1015番地1

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

なし

6 裁決手続の開始を決定した日

令和2年6月29日